

令和5年度ふくい県民総合文化祭 ふれあいフェスティバル開催事業 実施者募集要項

1 事業の目的

ふくい県民文化祭ふれあいフェスティバルは、様々な分野の芸術文化の発表、活動、交流、鑑賞を行う「参加型」のフェスティバルを県内各地で開催し、多くの県民に身近にふくいの芸術文化に親しむ機会を提供するとともに、県民一人ひとりの積極的な参加による文化活動の継承と県の芸術文化の発展を目的として開催します。

2 補助対象事業者

県内に活動の本拠地を置き、県内各地で活動する複数の芸術文化活動団体を幅広く構成員とし、下記3の事業を実施することのできる組織を有する団体を対象とします。

ただし、次の団体は補助の対象となりません。

- (1) 市町（ただし、複数の団体からなる実行委員会等の形式で実施し、構成員として市町を含む場合は対象となります。）
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とする団体、または暴力団または暴力団員の統制下にある団体
- (3) 企画、観賞団体
- (4) 企業内の文化活動団体

3 補助対象事業

補助対象となる事業は、団体自らが企画・運営し、県内の文化施設等で開催する体験型の催し、公演、展示会等であって、次の要件をすべて満たす事業です。

- (1) 県民総合文化祭ふれあいフェスティバルの開催目的に資する内容であって、次の分野のいずれかまたは複数の分野が合同して行う事業であること

- | | | | | | |
|------|---------|---------------------|-----|-------|--------|
| ・吹奏楽 | ・オーケストラ | ・マーチングバンド・バトントワーリング | | | |
| ・合唱 | ・オペラ | ・邦楽 | ・太鼓 | ・大正琴 | ・演劇 |
| ・人形劇 | ・洋舞 | ・日本舞踊 | ・能楽 | ・民謡民舞 | ・吟詠剣詩舞 |
| ・茶道 | ・華道 | ・生活文化 | ・美術 | ・文芸 | ・民俗芸能 |
| ・将棋 | ・囲碁 | | | | |

- (2) 令和6年3月末までの間に県内で開催すること
- (3) 広く公開され、多くの県民の参加が見込まれること
- (4) 体験コーナーを設置し、多くの県民に芸術文化に親しむ機会を提供する内容であること
- (5) 営利を目的とした催しではないこと
ただし、事業の実施に当たり必要な収入を得るため、一般の参加者等から入場料や材料費などを徴収することができる。

4 補助率、補助額

補助額は、下記5の補助対象経費に2分の1を乗じて算出した金額（千円未満切捨て）とし、事業および経費ごとに設定する補助限度額を上限として県の予算の範囲内で決定します。

- (1) 補助限度額 1事業あたり50万円以内（補助対象経費の2分の1以内の額）

ただし、経費ごとに補助限度額を設けています。

- ① 開催経費（文芸費、舞台費、会場費、宣伝費、印刷費、体験コーナー運営費等）
補助限度額 50万円以内（対象経費の2分の1以内の額）
- ② 招聘経費（県外から招聘する団体、講師、指揮者、演奏者等の旅費、謝金等）
補助限度額 20万円以内（対象経費の2分の1以内の額）
- ③ 事務経費（記録費、事務費）
補助限度額 10万円以内（対象経費の2分の1以内の額）

5 補助対象経費

補助対象経費は、事業を実施するにあたって必要となる経費であって、県が必要かつ適切であると認める項目が対象となります。

本補助金では、フェスティバル開催に必要な経費として、開催経費、招聘経費、事務経費の3項目を補助対象経費とします。

各項目の内訳については、「補助対象となる経費について」を必ずご確認ください。

6 補助の対象となる事業の実施期間

交付決定の日から事業終了まで（令和6年3月31日までに事業を終了すること）を事業の実施期間とします。

7 応募手続き、事業スケジュール等

(1) 募集期間 令和5年3月6日（月）～令和5年4月3日（月）（必着）

(2) 提出書類

ア 応募書（別紙様式1）

イ 事業実施計画書（別紙様式2）

ウ 収支予算書（別紙様式3）

エ 団体概要調（別紙様式4）※団体規約および役員名簿を添付してください。

オ その他参考となる書類

各種様式については、福井県HPからダウンロードできます。

福井県HPアドレス：<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/bunka/index.html>

(3) 応募書類提出先

※できるだけメールでの提出をお願いします。郵送の場合は1部ご提出ください。

福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課 文化振興グループ

（住所）〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

（TEL）0776-20-0582

（E-mail）bunka@pref.fukui.lg.jp

8 補助対象事業の選定

応募書類をもとに、活動内容、事業実施の実現性、期待される効果等を審査し、選定します。なお、予算の範囲内で決定するため、採択された場合も交付希望額の全額を満たすとは限りません。

選定結果通知書とあわせて、決定団体には補助金の交付申請書の様式を送付します。

決定団体は、県の指定する期日までに交付申請書を提出してください。補助金の交付決定後、事業を開始してください。

補助対象となる経費について

補助事業実施するために必要となる経費で、県が必要かつ適切と認めたもの（下記「補助対象経費の内訳」参照）が補助対象経費として認められます。また、以下の（１）～（３）の条件をすべて満たす経費であることが求められます。

- （１）フェスティバル開催のために必要な経費であること
- （２）発注・契約・納品が交付決定日以降であり、令和６年３月３１日までに支払いが完了していること
- （３）実績報告書で提出する証拠書類（領収書、振込依頼書等）により、金額や支払い等が確認できること

（補助対象経費の内訳）

項目	内 容
開催経費	・ 作品借料 作品借料 ・ 文芸費 演出料、台本費、訳詞料、振付料、著作権使用料（音楽以外）等 ・ 音楽費 作詞・作曲料、編曲料、楽器借上料、著作権使用料（音楽のみ）等 ・ 舞台費 舞台運営委託料（音響・照明・舞台装置等操作、舞台道具設置等）、衣装借上費 ・ 運搬料 作品運搬費、楽器運搬費 等 ・ 会場費 会場使用料（付帯設備費含む。） ・ 宣伝費 会場看板代、広告宣伝費 等 ・ 印刷費 ポスター、チラシ、プログラム、入場券、台本、図録、作品集 等の印刷費 ・ 出演料 県内出演者（講師、指揮者、演奏者、司会等）の出演料、謝礼 等 ・ 滞在費 県内出演者（講師、指揮者、演奏者、司会等）の旅費 等 ・ 体験コーナー運営費 材料費、講師謝礼、補助員賃金、チラシ作成費 等
招聘経費	・ 県外から招聘する出演者（出演団体、講師、指揮者、演奏者等）の旅費、宿泊費、出演料、謝礼 等
事務経費	・ 記録費 録画費、録音費、写真撮影費 等 ・ 事務費 会場整理員賃金、審査経費、通信費 等

ただし、次の項目に該当する経費は、補助対象経費に含めることが出来ません。

- 1 コンクール、公募展に係る賞金、賞品代
- 2 団体メンバーに対して支払う経費（出演・出品料、謝礼、旅費など）
- 3 入場券販売手数料、支払振込手数料および印紙代
- 4 食糧費、交際費（講師等への昼食代なども対象外）
- 5 団体運営のための経常的経費（事務所家賃、電話代など）
- 6 前日リハーサル、本番使用分以外の経費（練習や打合せのための会場使用料（付帯設備費含む）、その他練習、打合せ等にかかる経費）
- 7 有料で配布する図録等の印刷費
- 8 実施事業が終了しても団体に残るもの（備品、楽器など）

項目	経費区分	対象となる経費（例）	対象とならない経費（例）
開催経費	作品借料	・展示会開催のために、所有者から展示品を借りるために支払う借料	・団体理事の作品を借りるために支払う借料
	文芸費	・舞台公演の台本の制作 ・パンフレットに掲載する絵画の著作権使用料	・団体メンバーに対して支払う演出料、振付料
	音楽費	・公演のために必要な楽器の借上げ ・オーケストラ演奏のために依頼した編曲料	・団体メンバーに対して支払う編曲料 ・楽器の購入代金
	舞台費	・音響、照明などの外部委託料 ・舞台小道具の借り上げ料 ・貸衣装代	・団体メンバーに対して支払う謝金 ・舞台小道具の購入費 ・衣装購入費
	運搬費	・作品、楽器等の運搬	・団体メンバーが運搬した場合の運搬費
	会場費	・公演当日の会場、控え室の使用料（備品等の利用料も対象）	・練習のために借りた練習室の使用料 ・事業の打合せのために借りた会議室の使用料
	宣伝費	・会場内に設置の看板代 ・新聞広告代	・事業以外でも利用可能な案内板の作成費
	印刷費	・チラシ、パンフレットの印刷費 ・図録（無料）の印刷費	・会議で使用する資料の印刷費 ・図録（有料）の印刷費
	出演料	・県内出演者への謝金	・団体メンバーへの謝金
	滞在費	・県内出演者の旅費（ただし、公共交通機関のみ）	・自動車利用の場合のガソリン代
	体験コーナー運営費	・体験コーナーで使用する材料代 ・事務員、講師への謝金	・展示品を作成するために購入した材料代
招聘経費	招聘経費	・県外の講師へ支払う謝金、交通費、宿泊費	・県内講師へ支払う宿泊費 ・国外旅費
事務経費	記録費	・会場記録写真の撮影を、写真館に依頼した経費	・会員に配布することを目的として作成する記録映像代
	事務費	・受付員への謝金 ・案内状の送付代 ・コロナ対策の資材購入費	・会議資料の送付代 ・通常の団体活動でも利用できる消耗品の購入費
食糧費	食糧費		・会議のお茶代 ・講師への昼食代